

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人自転車駐車場整備センター定款第18条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、公益財団法人自転車駐車場整備センター（以下「センター」という。）を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 センターは、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年4月3日法律第95号）第6条に規定する指定職俸給表が適用される職員が受ける年間給与に準ずるものとし、同条に規定する指定職俸給表を準用し、常勤役員俸給表（別表1）に定める各役員に対しそれぞれ当該各号俸に定める俸給月額により算定される年間給与総額に準ずる額の範囲内で理事会の決議を得て理事長が定めるものとする。
- 3 常勤役員報酬については、前項の理事長が定める年間給与総額の12分の1に相当する額を毎月支給し、その額をもって役員報酬月額とする。
- 4 非常勤役員及び評議員には、必要のつど、別表2に定める日当を支給する。
- 5 前項の規定にかかわらず、非常勤の理事長の報酬については、第2項の規定に準じて、かつ、勤務実態に応じて、理事会の決議を得て理事長が定める額を支給することができる。
- 6 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ、第5条に規定する退職金を支給することができる。

### (報酬の支給日等)

第4条 報酬の支給日、支給方法、定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする職員給与規程（以下「給与規程」という。）に準じる。

(退職金)

第5条 退職金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ、任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給する。

2 死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

3 退職金の額は、在職1月につき、常勤役員が退職し、又は死亡した日の属する月におけるその者の役員報酬月額に12箇月を乗じて得た額を12箇月に職員給与規程第9条に規定する特別手当の支給割合を加えた月数で除した月額に12.5/100の割合を乗じて得た額とする。

(費用)

第6条 センターは、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準じる。

(日割計算)

第7条 新たに役員となった者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切上げるものとする。

(公表)

第9条 センターは、この規程をもつて、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決を経て行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、センターの設立の登記の日から施行する。

(役員及び評議員並びに費用に関する規程の一部改正)

第3条第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、非常勤の理事長の報酬については、第2項の規定に準じて、かつ、勤務実態に応じて、理事長が別に定める額を支給することができる。

第5条第3項中「15.95月」を「16.10月」に改める。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から実施する。

(役員及び評議員並びに費用に関する規程の一部改正)

第5条第3項中「16.10月」を「16.20月」に改める。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から実施する。

(役員及び評議員並びに費用に関する規程の一部改正)

第3条第2項及び第5項中「理事長が別に定める」を「理事会の決議を得て理事長が定める」に改める。

第5条第3項中「16.20月」を「12箇月に職員給与規程による特別手当の基準割合を加えた月数」に改める。

附 則

この規定は、平成29年3月24日から実施する。

(別表1) 常勤役員俸給表

区 分	
理事長	一般職の職員の給与に関する法律第6条に規定する指定職俸給表 6号俸
専務理事	同条に規定する指定職俸給表 5号俸
常務理事	同条に規定する指定職俸給表 4号俸
理事	同条に規定する指定職俸給表 3号俸

(別表2) 非常勤役員、評議員の日当

区 分	日当たり
理事会出席	20,000 円
評議員会出席	20,000 円
監査出席	50,000 円